

平成 27 年 11 月 30 日

【照会先】

宇都宮労働基準監督署
次 長 野澤 卓也
(電話) 028 (633) 4251

報道関係者 各位

「死亡災害の続発を受けての労働災害防止対策への取組強化」 にかかる緊急要請

宇都宮労働基準監督署(署長 澁谷健一)は、平成 27 年 11 月 25 日、管内の労働災害防止団体等の長(25 団体)に対し、「死亡災害の続発を受けての労働災害防止対策への強化取組」について、緊急要請を文書により行なった。

当署管内では、本年 9 月から 11 月までの間、毎月 1 件の事業場における死亡災害が発生するという大変憂慮すべき状況にあり、今後何かと慌しい年末年始を迎えるにあたり、同種災害の続発が懸念される場所である。(災害事例は別添 3 参照。)

発生した死亡災害をみると、各々の作業において必要とされる原則的な安全対策がとられておらず、また、安全管理を行う者の職務不履行をはじめ、組織的な安全管理の機能低下がうかがえる場所である。

このため、宇都宮労働基準監督署は、管内事業者に対し、死亡災害は決してあってはならないものであることを再認識させ、改めて安全第一の基本原則に立ち返り、事業活動と一体となった安全衛生管理の実行に全力を挙げて取組んでいただくことが、その防止に必要不可欠であると考え、労働災害の発生しやすい年末年始に向けて、下記の労働災害防止対策を重点とした取組の強化を推進していくこととし、管内の 25 の労働災害防止団体の長に対する緊急要請を行ない、各団体の傘下会員事業者に広く周知を図ることとした。

- 【別添 1】 緊急要請通知(写)
- 【別添 2】 管内労働災害防止団体一覧
- 【別添 3 ①～③】 9 月から 11 月に発生した死亡労働災害事例
- 【別添 4 ①～②】 リーフレット及び重点リスクチェックリスト

宇都宮基署発 1125 第1号

平成 27 年 11 月 25 日

管内各労働災害防止団体長 殿

宇都宮労働基準監督署長

死亡労働災害の続発に伴う労働災害防止対策への取組強化について
(緊急要請)

日頃より労働基準行政の運営とりわけ労働災害防対策の推進に特段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当署管内では、本年9月から11月までの間、毎月1件の死亡労働災害が発生するという大変憂慮すべき状況にあり、今後何かと慌しい年末年始を迎えるにあたり、同種災害の続発が懸念されるところです。(災害事例は別添参照。)

発生した死亡労働災害をみると、各々の作業において必要とされる原則的な安全措置がとられておらず、また、安全管理を行う者の職務不履行をはじめ、組織的な管理の機能低下がうかがえるところです。

死亡労働災害は決してあってはならないものであることを再認識いただき、改めて安全第一の基本原則に立ち返り、事業活動と一体となった安全衛生管理の実行に全力を挙げて取組んでいただくことが強く望まれます。

こうした状況から、当署としては、年末年始において、死亡労働災害を絶対に発生させないため、下記の労働災害防止対策を重点とした取組の強化を推進することとしていますので、貴職からも会員事業者あて、郵送又はファクシミリ等により、広く周知いただけますよう要請します。

なお、周知にあたり、添付の重点リスクチェックリストを活用いただきますよう、併せてお願いします。

記

- 1 墜落危険箇所の安全点検とその結果に基づく当該労働災害防止措置の確実な実施。

2 加工用機械設備の本質安全化措置、非定常作業時の安全マニュアルの整備及び周知徹底。

3 車両系建設機械、車両系荷役運搬機械等（主としてフォークリフト）、移動式クレーンを使用する作業に対する安全点検とその結果に基づく当該労働災害防止措置の確実な実施。

4 交通労働災害防止対策の取組状況の現状点検とその結果に基づく当該労働災害防止措置の確実な実施。

管内労働災害防止団体一覧

- 1 (一社) 宇都宮労働基準協会
- 2 建設業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮分会
- 3 建設業労働災害防止協会栃木県支部烏山分会
- 4 林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮分会
- 5 林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部烏山分会
- 6 林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部那珂川分会
- 7 陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮分会
- 8 陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮中央分会
- 9 陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮東分会
- 10 宇都宮労働基準監督署管内ゴルフ場労働災害防止協議会
- 11 宇都宮労働基準監督署管内木造家屋建築事業災害防止協議会
- 12 宇都宮地区プレス災害防止協議会
- 13 宇都宮食料品製造業災害防止協議会
- 14 宇都宮地区ゼロ災運動研究会
- 15 大谷石材安全協議会
- 16 (一社) 清原工業団地総合管理協会 安全衛生委員会
- 17 (一社) 宇都宮工業団地総合管理協会 安全衛生委員会
- 18 富士見台工業団地工場連絡協議会
- 19 白沢工業団地協同組合
- 20 喜連川工業団地工業会
- 21 蒲須坂工業団地連絡協議会
- 22 宇都宮電設会 教育・安全委員会
- 23 瑞穂野工業団地協同組合
- 24 宇都宮卸商業団地協同組合
- 25 商業労働災害防止協議会

あなたの現場は大丈夫？

宇都宮労働基準監督署管内発生

労働災害発生事例

山間部で境界線の表示等の作業中に
傾斜角約60度の斜面から滑落して死亡



状況	
発生年月	平成27年9月
発生時間	午後4時40分
業種	測量業

災害のここをチェック

本来墜落転落のおそれのある場所での作業では、足場等の安全な作業床を設けなければなりません。しかしながら、山間部等での臨時作業など現実的に設けられない場所では親綱等を設け安全帯が有効に使われるような事前の措置が必要です。

- ① 墜落転落の恐れのある箇所においては親綱の設置を行い確実に安全帯を使用する。
- ② 作業場所の状況に応じて安全管理を含めた作業全般にかかる手順書を作成する。
- ③ 保護帽にはその性能によって種類があります、墜落危険箇所においては墜落時保護用の保護帽の着用をする。

(注) イラストは参考です、実際の発生状況を再現するものではありません。

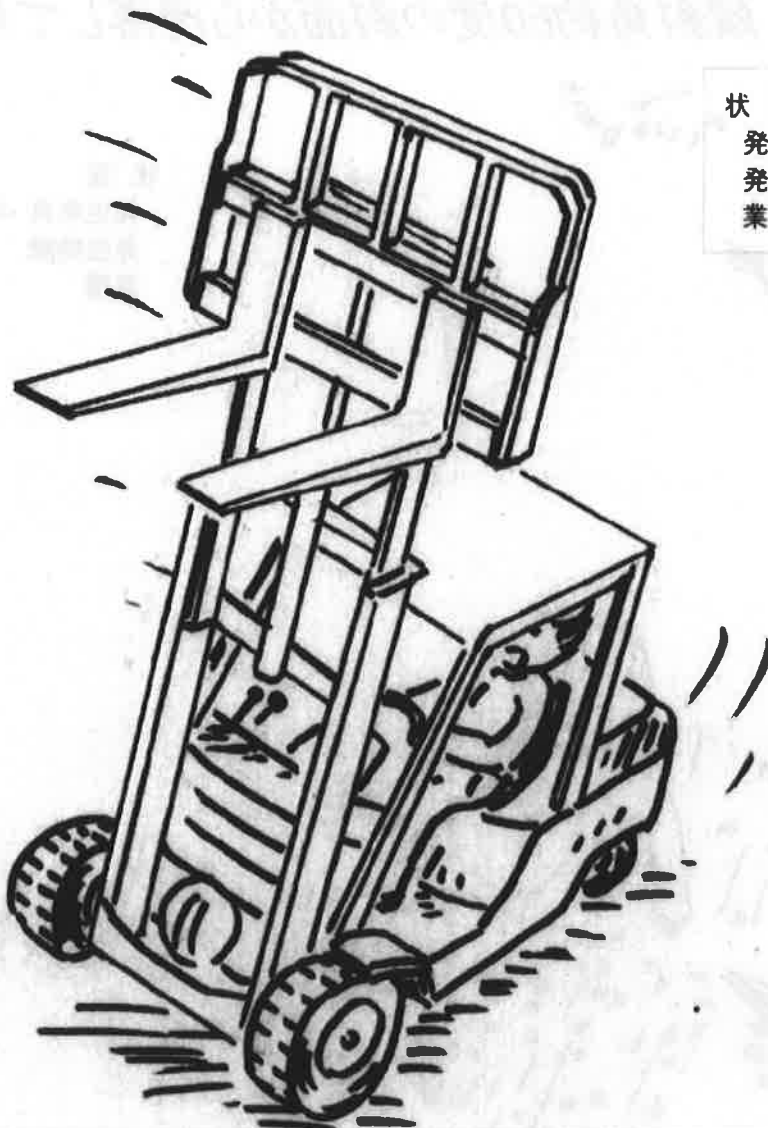
あなたの現場は大丈夫？

宇都宮労働基準監督署管内発生

労働災害発生事例

フォークリフト運転中に

フォークリフトとともに横転して死亡



状況

発生年月	平成27年10月
発生時間	午前1時15分
業種	化学工業

災害のここをチェック

フォークリフトの運転においては、最大荷重が1トン以上あれば、技能講習等の資格が必要です。

- ①フォークリフト運転の技能講習等、当該車両系荷役運搬機械にあった資格を有する者により運転する。
- ②鍵の管理、運転者の指名等、資格者以外の運転を防止する措置を履行する。
- ③作業に係る場所の広さ及び地形、車両系荷役運搬機械の種類、能力、荷の種類及び形状等に適応した作業計画を定め、当該作業計画により作業を行う。
- ④作業指揮者を定め、作業指揮者に作業計画に基づき作業の指揮を行わせる。

(注)イラストは参考です、実際の発生状況を再現するものではありません。

あなたの現場は大丈夫？

宇都宮労働基準監督署管内発生

労働災害発生事例

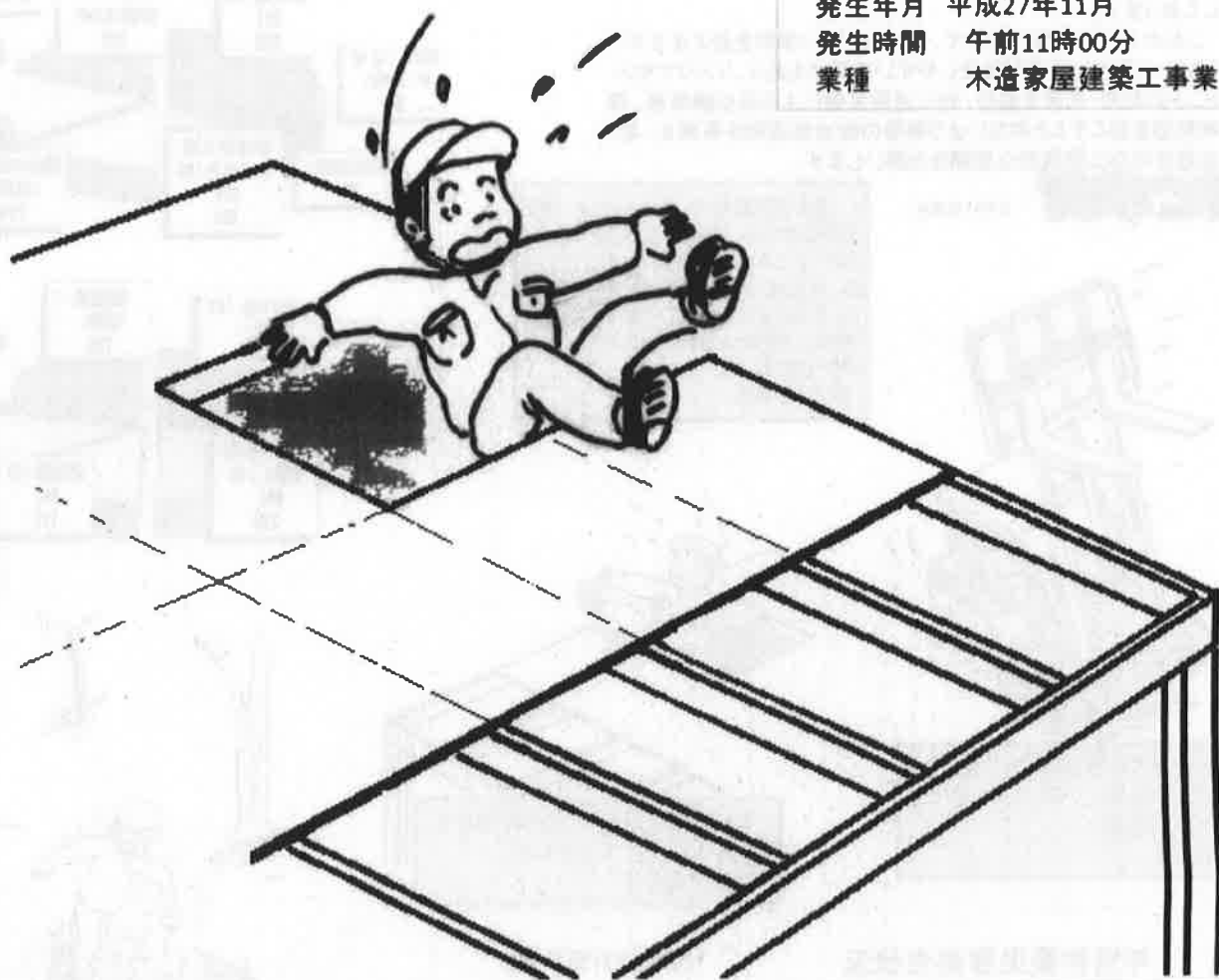
木造家屋の建築工事中に
2階の床面から墜落して死亡

状況

発生年月 平成27年11月

発生時間 午前11時00分

業種 木造家屋建築工事業



災害のここをチェック

建設工事現場などで作業する場合、2メートル以上の高所作業においては墜落防止の措置が必要です。

- ①高所作業においては、墜落により危険を及ぼすおそれのあるときには足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。
- ②作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、安全帯を使用させる等墜落による危険を防止するための措置を講じること。
- ③安全管理を含めた作業全般にかかる手順書の作成

(注)イラストは参考です、実際の発生状況を再現するものではありません。

死亡重大災害削減へ 27年 4件死亡

平成27年10月末までの宇都宮署管内における労働災害の発生状況については、休業4日以上については350件と前年を27件(-7.16%)下回り、微減という状況にあります。

死亡災害は4件で、前年同期と比較して1件の減少ですが、9~11月で毎月1件の死亡災害が発生し、急増している状況にあります。また、今年度はボール盤に巻きこまれて片腕を切断(10代)、金属加工用丸鋸で手首を切断(20代)、フォークリフトの下敷きで死亡(20代)など若年労働者における重大な災害が発生しております。

これから年末年始に向けて、あわただしい季節を迎えますが、とりわけ重大な災害が発生しやすい時期でもあり、リスクアセスメントの定着・充実を進め、特に過重労働による脳心臓疾患、精神障害を起こすことのないよう職場の総点検運動を事業主、担当者を中心に積極的な展開をお願いします。

リスクチェックで危険の芽を絶つ

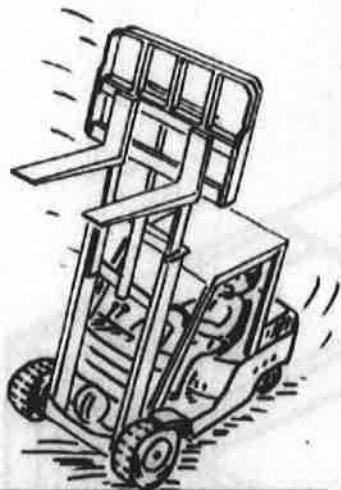
データはいずれも宇都宮署管内休業4日以上
の災害、平成27年10末日現在



死亡事例

イラストは参考

橋の全伐現場で、伐木作業中、被災者の後方にあった栗の木(直径13cm、高さ12.57m)が何らかの原因で倒れ、被災者の首に栗の木が乗った状態で、うつぶせで倒れているのを、同僚が発見し、病院に搬送されたものの、頸椎骨折で死亡した。
27年1月発生



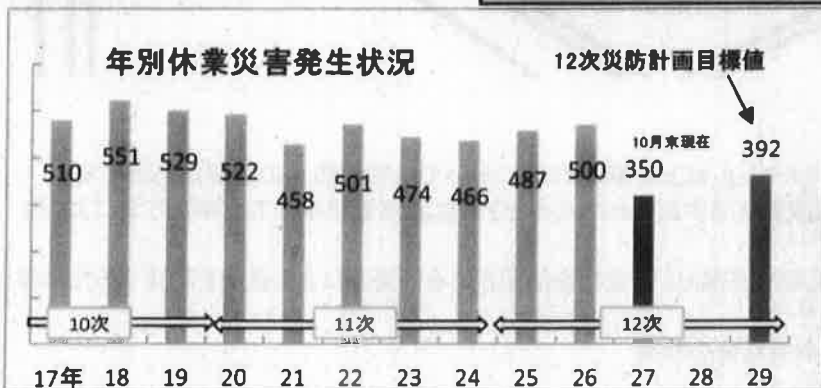
フォークリフトを運転中、フォークリフトとともに横転して死亡した。(一人作業で詳細不明)
27年10月



木造住宅の2階の床張り作業中に開口部に墜落して死亡した。
27年11月発生



工事に伴う用地の調査のため、山間部に入り、境界線の表示等の作業中に傾斜角約60度の斜面から滑落(推計50m)して死亡した。
27年9月



宇都宮労働基準監督署

年末年始に向け職場総点検の実施等積極的な活動を!

リスク管理で危険の芽の絶滅を

【別添4 ②】

重点リスクチェックリスト (例)

点検年月日 平成 年 月 日 点検者氏名

重点点検項目	点検対象	点検内容	点検結果	改善確認
1. 墜落危険箇所の安全点検	作業場所の墜落危険箇所のひろい出しに努めましょう。			
	足場、架設通路、仮設の階段、作業構台など	作業場所が確保されているか、足場板等は固定されているか、通路が確保されているか、手すり囲いなどの設備があるか		
	階段、踊り場、高所にある作業場所、通路、材料置場、窓付近	手すり囲いなどの設備があるか、床面の滑り止めがされているか、階段・通路にものが放置されていないか、危険箇所の立入禁止		
	脚立、踏み台、はしご	機器に損傷はないか、設置している床は平らか、緊結などして使用しているか		
	手すりを乗り越えての作業、窓際での臨時作業など	墜落危険の伴う作業のひろい出し、有効に安全带、命綱が使われているか、		
2. 機械関係の安全点検	機械の加工点における安全対策の見直しに努めましょう。 トラブル等非定常作業時の作業マニュアルの作成に努めましょう。			
	電動機、携帯用電動機械、切削機械、加工用機械設備、プレス、木工機械、動力伝達設備のベルト部分、溶接機、など	回転部分や危険限界に囲い、カバーがされているか、		
		機械の異常についての点検、点検結果記録作成、速やかな補修がされているか、点検修理時には機械を停止して行う手順か、		
		プレス、木工機械などの作業主任者の配置と職務が励行されているか、溶接作業の資格の確認と不安全作業がなされていないか、		
感電のおそれがないか、被覆等が破損しているところがないか、アースがされているか、				
3. クレーン・建設機械等作業の安全点検	機械設備の可動、移動範囲における「はさまれ」危険箇所のひろい出しと対策に努めましょう。			
	移動式クレーン、クレーン等荷役運搬機械、ドラグショベル等建設機械、フォークリフト、トラックその他運搬機械、簡易リフト等	必要な資格を持っているものが運転業務についているか、運転者に安全教育がされているか		
		年次点検、月次点検、始業開始前の点検が行われているか、異常箇所がないか、修理がされているか		
		事前に走行経路、使用の方法等について関係者で打ち合わせがされているか、使用する場所の状況は安全か、		
接触のおそれのある危険区域を決めて表示をしているか、誘導者の配置がされているか				
4. 交通事故防止の安全点検	自動車運転者に対する危険予知能力の向上を図るため、安全教育に努めましょう。			
	運転者の健康管理	健康診断の実施、適正な労働時間休憩時間の確保がされているか		
	車両の点検整備	自動車点検基準による点検がされているか、過重な積載をしていないか		
	安全教育の実施	走行経路について危険箇所の抽出とその対策がされているか、携帯電話の使用の注意が徹底されているか、定期的な安全教育を受講させているか		
事業内管理体制の確立	交通労働災害防止担当者は選任されているか、無理な運行計画がされていないか、通勤交通災害を含め教育指導を実施しているか			

